

日本国籍者のパプアニューギニア入国時における Visa on Arrival（到着時査証）のご案内

2026 年 7 月 24 日

日本国籍者は、一般旅券・公用旅券・外交旅券のいずれを所持する場合も、一定の条件を満たせば、パプアニューギニア到着時に Visa on Arrival（VOA）を取得できます。

1 対象者

日本国籍を有し、有効な日本国旅券を所持する方（一般旅券、公用旅券及び外交旅券を含む）が対象です。

2 主な利用目的

- 観光、休暇、親族・知人訪問等の短期滞在
- 短期の会議、協議その他の公務・業務（活動内容に適した査証区分であることが必要です）

※ 就労、長期赴任、長期滞在、報酬を伴う活動、取材・報道活動等については、VOA ではなく、目的に応じた査証を事前に取得する必要があります。

3 滞在可能期間

観光等の一般的な短期訪問では、通常、入国日から 60 日間の単数入国許可が付与されます。ただし、PNG 移民・市民権庁（ICA）は 30 日又は 60 日の Visitor Permit を設けており、実際の許可期間は渡航目的や個別事情により異なる場合があります。入国時に旅券上又は入国記録に示された滞在期限を必ず確認してください。

4 到着時に準備する書類等

- 入国予定日から 6 か月以上の残存有効期間がある旅券
- 復路又は第三国行きの航空券
- 宿泊先、訪問先及び滞在日程を確認できる資料
- 滞在中の費用を負担できることを示す資料（必要に応じて提示を求められる場合があります）
- PNG Digital Arrival Card（PNGDAC）の登録確認
- 渡航目的に応じた招へい状、会議案内、勤務先レター等（該当する場合）

PNGDAC は、ジャクソンズ国際空港へ航空機で入国する全ての旅行者が対象です。到着前 72 時間以内にオンラインで登録してください。事前登録できない場合は、到着時の専用端末を利用できます。

5 VOA を取得できる主な入国地点

ジャクソンズ国際空港（ポートモレスビー）で利用できます。その他の入国地点を利用する場合は、事前に PNG 移民・市民権庁へ確認してください。

6 重要な注意事項

- VOA の発給は自動的に保証されるものではなく、最終的な入国及び滞在許可は PNG 入国審査官の判断によります。
- 渡航目的が VOA の範囲に合わない場合、搭乗又は入国を認められないことがあります。
- 航空会社は、旅券、査証、復路航空券等の書類を搭乗手続時に確認します。航空会社にも事前に必要書類をご確認ください。
- VOA 制度、対象国、必要書類及び滞在可能期間は予告なく変更されることがあります。渡航前に必ず PNG 移民・市民権庁の最新情報をご確認ください。
- 事前に査証を取得したい場合は、PNG 移民・市民権庁の eVisa ポータルから申請できます。

7 参考情報・問い合わせ先

PNG 移民・市民権庁（ICA）VOA 案内：<https://ica.gov.pg/visa-information/visa-on-arrival>

PNG 移民・市民権庁 Visitor Visa 案内：<https://ica.gov.pg/visa/visit/visitor>

PNG eVisa ポータル：<https://evisa.ica.gov.pg/evisa/>

PNG Digital Arrival Card：<https://pngdac.ica.gov.pg/>

PNG 移民・市民権庁 問い合わせ：clientservice@immigration.gov.pg / +675 327 6100

【免責事項】 本案内は、2026 年 7 月 24 日時点で確認できる PNG 当局の公表情報を基に作成しています。入国条件の決定及び運用は PNG 政府当局に属します。最新情報は、渡航者ご自身で PNG 移民・市民権庁及び利用航空会社にご確認ください。